

救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）相互応援に係る基本協定実施細目

この実施細目は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）、香川県、愛媛県、高知県及び高知県・高知市病院企業団（以下「病院企業団」という。）の間で締結した救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）相互応援に係る基本協定（以下「協定」という。）の実施に際し、広域連合が運航事業を行うドクターへリ（以下「徳島県ドクターへリ」という。）、香川県が運航事業を行うドクターへリ（以下「香川県ドクターへリ」という。）、愛媛県が運航事業を行うドクターへリ（以下「愛媛県ドクターへリ」という。）及び高知県が運航事業を行うドクターへリ（以下「高知県ドクターへリ」という。）の運航等に関して、必要な事項を定めるものとする。

（運航時間）

第1条 他県のドクターへリを要請することができる時間は、原則として、出動するドクターへリの運航要領等に定める次表に掲げる運航時間とする。

県名	運航開始時間	運航終了時間
徳島県	8時	日没
香川県	8時30分	午後5時30分（同時刻までに日没する場合は日没）
愛媛県	8時30分	17時15分を原則（季節による日没時間を考慮）
高知県	8時30分	日没35分前又は午後6時30分のいずれか早い時刻

（出動範囲）

第2条 ドクターへリの出動対象地域は、別紙の行政区域に記載の市町村とする。

（要請）

第3条 消防機関は、自県のドクターへリが出動している場合又は何らかの事情により出動できない場合に限り、相手方の基地病院にドクターへリの出動を要請できるものとする。

（運航調整委員会への参加）

第4条 ドクターへリの運航に際し、広域連合、香川県、愛媛県及び高知県は相互に、関係機関の調整及び普及啓発を行うために設置している運航調整委員会に参加する。

（連絡会議）

第5条 広域連合、香川県、愛媛県及び高知県は、協定に基づきドクターへリの運航が円滑に行われるよう、必要に応じ、医務関係部局、基地病院等で構成する連絡会議を開催することができる。

（協力）

第6条 広域連合、香川県、愛媛県及び高知県は、それぞれの県内の関係機関とドクターへリ搬送に必要な調整を行うとともに、訓練等の活動に相互に協力するものとする。

(その他)

第7条 協定及び本実施細目に定めるもののほか、広域連合、香川県、愛媛県及び高知県が運航事業を行うドクターヘリの運航は、それぞれ定める運航要領に準じるものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度広域連合、香川県、愛媛県及び高知県が協議して定めるものとする。

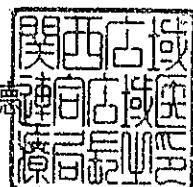
(効力の発生)

第9条 この実施細目は、令和5年7月1日から効力を有する。

この実施細目の締結を証するため、本実施細目5通を作成し、広域連合、香川県、愛媛県、高知県及び病院企業団が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年6月6日

関西広域連合広域医療局長 森口 浩徳



香川県健康福祉部長 木村 士郎



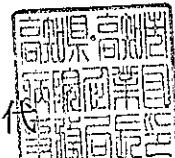
愛媛県保健福祉部長 菅 隆章



高知県健康政策部長 家保 英隆



高知県・高知市病院企業団



統括調整監兼事務局長 山地 展代